

2021年4月から中小企業にも義務が生じます！

早めに準備し未然に労使トラブルを防ぎましょう！

同一労働同一賃金

準備対応セミナー



令和に入って働き方改革が本格始動し、有給休暇の年5年付与義務や時間外労働の上限規制への対応がスタートしています。さらに中小企業には2021年4月から「同一労働同一賃金」の義務化がされますので、早めの情報収集と取組みがより良い対応のカギとなります。

本セミナーでは、「同一労働同一賃金とは何か」「企業として具体的にやるべきこと」などを分かり易く解説していただきます。

●日時／会場 ①令和2年10月15日(木) 午後2時～約90分
会場／タスパークホテル 3階会議室



②令和2年10月16日(金) 午後2時～約90分
会場／小国町商工会 研修室

- 講師 社会保険労務士法人堀越事務所 代表 堀越俊一郎 氏
- 会費 長井法人会・小国町商工会 会員500円 その他1,000円
- 定員 長井会場20名(先着順) 小国会場10名(先着順)
- 申込 下記申込書に記入の上、FAXにてお申し込み願います。
- 主催 (公社)長井法人会 ●共催 (公社)長井法人会小国支部
- 問合せ (公社)長井法人会 (電話 88-3960)

主な内容

- ◆同一労働同一賃金
- ◆テレワーク
- ◆兼業副業

(公社)長井法人会 行

令和2年 月 日

同一労働同一賃金準備対応セミナーに参加します。

(該当する方に○を付けてください。)

() ①10月15日(木) 会場／タスパークホテル

() ②10月16日(金) 会場／小国町商工会

○事業所名 _____

○住所 _____ ○TEL _____ ○FAX _____

○参加者名 _____ 当会FAXは 88-3823 です。

【ご参加される皆様へ】

必ずマスクを着用の上、ご参加願います。セミナー開催にあたりましては、会場の喚起等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。

なお、今後の状況の変化により、中止または延期とさせて頂くことがありますのでご承知おき願います。